

災害発生時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と株式会社ユタカファーマシー（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、生活救援対策等に必要な物資（別紙 1）の供給を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の確保）

第 2 条 乙は、甲が災害発生時に必要となる物資の供給に協力するものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が物資の供給を受けようとする時は、災害緊急物資供給要請書（様式 1）をもって、乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 前条の規定により要請を受けた乙は、物資が必要となった甲の構成市町に対し、直ちに適正な価格で優先的に物資を供給するものとする。

（費 用）

第 5 条 前条の規定により乙が供給した物資の代金については、災害復旧後、供給を受けた市町が負担するものとする。

（期 間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 ケ年とする。ただし、有効期間満了の 1 ケ月前までに、甲・乙のいずれからも異議の申し立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定の内容に疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 4 月 27 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 岐阜県大垣市林町 10
株式会社ユタカファーマシー
代表取締役社長

生 活 救 援 対 策 等 に 必 要 な 物 資

1. 生活用消耗品
2. 育児用品
3. 医薬品
4. 食糧品
5. その他生活救援に必要な物資

※「様式1」は株式会社 平和堂のものを準用